栃木県企業立地ガイド（仮称）ウェブサイト制作業務委託

公募型プロポーザル実施要領

１　業務の目的

栃木県では、本県への投資に関心のある県内外の企業に対し、立地環境や産業団地情報、各種優遇制度等、企業誘致に関する情報を広く発信することを目的として、「企業立地に関するご案内」（<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kogyo/>）（以下「ウェブサイト」という。）を開設している。

しかし、現状では、ウェブサイトは公開から相当期間が経過しており、視認性が低く迅速な更新が困難であることなどから、企業誘致に関する、より正確で効果的な情報発信ができないという課題がある。

そこで、企業が企業誘致に関する情報を効率よく入手できる環境を整え、本県の立地環境等の魅力を伝えられるよう、更なる情報発信力の強化を図ることを目的に、ウェブサイトをリニューアルし、「栃木県企業立地ガイド（仮称）」のウェブサイト制作を行う。

２　業務の概要

（１）業務名　栃木県企業立地ガイド（仮称）ウェブサイト制作業務

（２）業務内容　別紙「仕様書」のとおり

（３）契約期間　契約締結の日から令和８（2026）年３月31日（火）まで

（４）委託料上限額　4,995,100円（消費税及び地方消費税を含む。）

（５）担当所属及び　〒320-8501　栃木県宇都宮市塙田１－１－20

　　　問い合わせ先　栃木県産業労働観光部産業政策課企業立地班

　　　　　　　　　　電話 028-623-3202　FAX 028-623-3167

　　　　　　　　　　電子メール kogyodanchi@pref.tochigi.lg.jp

３　参加資格

　企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に規定する者に該当し　　　ない者であること。

（２）競争入札参加者資格等（平成８年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を　有するものと決定された者であること。

（３）参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、栃木県競争　入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年３月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

（４）民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立てまたは、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。

（５）栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第２条第１号又は同条第４　号の規定に該当する者でないこと。

４　プロポーザル実施の手続

（１）実施スケジュール

　　ア　実施要領等の公表　　　　　　　　令和７（2025）年９月26日（金）

イ　実施内容等に関する質問受付期限　令和７（2025）年９月29日（月）17時必着

ウ　質問に対する回答　　　　　　　　令和７（2025）年10月２日（木）

エ　参加表明書の提出期限　　　　　　令和７（2025）年10月６日（月）17時必着

オ　企画提案書の提出期限　　　　　　令和７（2025）年10月14日（火）17時必着

カ　選定委員会（プレゼンテーション）令和７（2025）年10月16日（木）（予定）

キ　審査結果の通知・公表　　　　　　令和７（2025）年10月21日（火）（予定）

（２）募集要領等の配布

　　栃木県ホームページで公表するほか、下記にて配布する。

　　ア　配布期間：令和７（2025）年９月26日（金）～10月６日（月）

　　　　　　　　　土日を除く午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

　　イ　配布場所：上記２（５）

（３）質問・回答

　　　プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式１）により電子メール又はＦＡＸにより提出すること。

　　ア　受付期間：公募開始日～令和７（2025）年９月29日（月）17時必着

　　イ　質疑方法：電子メール又はＦＡＸにより、２（５）に提出すること。

　　ウ　回答期日：令和７（2025）年10月２日（木）

　　エ　回答方法：回答は栃木県ホームページに掲載する。

（４）参加表明書の提出

　　　プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別記様式２）及び確認書（別記様式３）を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア　提出期限：令和７（2025）年10月６日（月）17時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ　提出場所：２（５）

ウ　提出方法：持参（平日の午前９時～午後５時まで（正午から午後１時までを除く。））　　又は郵送（書留郵便に限る。）

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

（５）企画提案書の提出

　　　参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、持参（平日の午前９時～午後５時まで（正午から午後１時までを除く。））又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。（令和７（2025）年10月14日（火）17時必着）

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア　企画提案書の用紙は、原則としてＡ４版用紙を使用することとし、Ａ３版用紙を使用する場合には、Ａ４版サイズに折り込むこと。枚数に制限はないが、カラー印刷とすること。

イ　企画提案書の様式は任意であるが、別表審査基準を参考に次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

（ア）企画提案内容

（イ）実施計画及び全体のスケジュール

（ウ）業務遂行人員体制

（エ）類似事業の業務実績

（オ）見積額

ウ　企画提案書は１者１提案とする。

エ　企画提案書の提出部数は、紙媒体７部（正本１部、副本６部）及びPDFデータを格納したDVD-ROM１枚とする。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

オ　提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本１部（代表者印を押印）を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

（６）企画提案書等提出書類の取扱い

　　ア　提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ　提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ　企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ　県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ　企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ　参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ　企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

ク　提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ　企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

コ　企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

５　審査方法等

（１）審査基準

　　別表「審査基準」のとおり

（２）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

　　　提出された企画提案書、見積書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を実施する。プレゼンテーション等の日時については、企画提案書を提出したもの宛てに、企画提案書の提出期限後速やかに別途通知するものとし、日時に係る希望等は受け付けない。

　　　【プレゼンテーション等の実施に際しての留意事項】

　　　　ア　資料等の追加配布は認めない。

　　　　イ　プレゼンテーションへの参加者は５名までとする。

　　　　ウ　本業務の主担当者は必ず参加すること。

　　　　エ　プレゼンテーションは20分以内とし、終了後質疑応答を行う。

（３）審査方法

　　　企画提案書、見積書、プレゼンテーション等について、審査基準に基づき、県が別に定める選定委員会が総合的に審査し、最も優れた提案を行ったと認められるものを契約の相手方の候補者として選定する。

　　　なお、企画提案者が多数の場合には、事前審査（（１）審査基準に基づく書面審査）により、選定委員会参加者を選定する。

　　　また、参加者が１者のみであった場合は、審査を行ったうえで、一定の基準をみたした場合に契約の相手方の候補者として選定する。

（４）その他

　　次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

　　ア　提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ　本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ　見積書の金額が２（４）の委託料上限額を超える場合

エ　評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ　評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

６　審査結果の通知・公表

　審査結果は、審査後参加者に通知するとともに、県ホームページで公開する。

７　契約手続

（１）契約の相手方の候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等につい　て再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。

（２）契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。

（３）選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。